

【道路・交通安全】通学路の安全を確保し子供達が安心してとおれる道路空間整備（防災・安全）

1. 目標

【現状】

➢ 県管理道路における法指定通学路の歩道整備率は約77.6%となっており、児童等が安心して通学できる環境が十分に整備されているとはいえない状況である。

➢ 通学路安全確保対策プログラムを活用して関係機関と連携しながら通学路の点検を実施することで危険箇所を抽出し、通学路の安全を図らなければならない。

【目標】

➢ 通学路の安全を確保し子供達が安心してとおれる道路空間整備。



▲車道を歩く危険な通学路

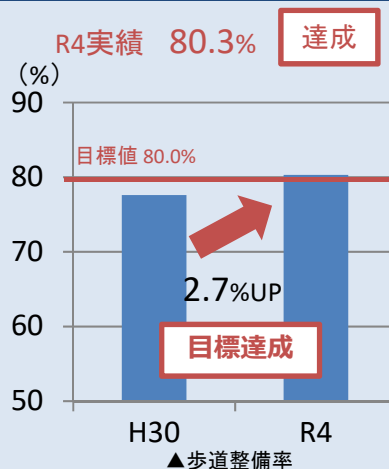
2. 事業の内容

- 事業の期間 : 平成30年度～令和4年度(5年間)
- 事業の主な内容
 - 基幹事業 : 歩道の整備、幅広路肩
 - 関連事業 : 交通安全施設整備
 - 効果促進事業 : 無電柱化
- 事業実施主体 : 1県 7市 6町 2村
- 全体事業費 : 26,896百万円

3. 事業による成果

- ◆ 基 幹 事 業 県事業41箇所のうち23箇所完了 ※事例①②
- ◆ 関 連 事 業 県事業2箇所のうち2箇所完了
- ◆ 効果促進事業 県事業1箇所のうち1箇所継続

歩道整備率



【参考】通学路合同点検(警察・教育・道路)



▲毎年通学路の安全点検を実施し、鋭意対策を進めている

4. 評価と今後の対応

法指定通学路における安全で安心な歩行空間の整備を着実に推進し、子供達の通学のための歩行空間の安全性を確保することができた。

近年、通学中の児童等をまきこむ事故が全国的に数多く発生していることから、引き続き通学路安全確保対策プログラムに基づき安全点検を実施し、関係機関と連携しながら通学路の安全確保に努めて参りたい。

計画の成果目標	H30	R4
法指定通学路整備率※1	77.6%	80.0%

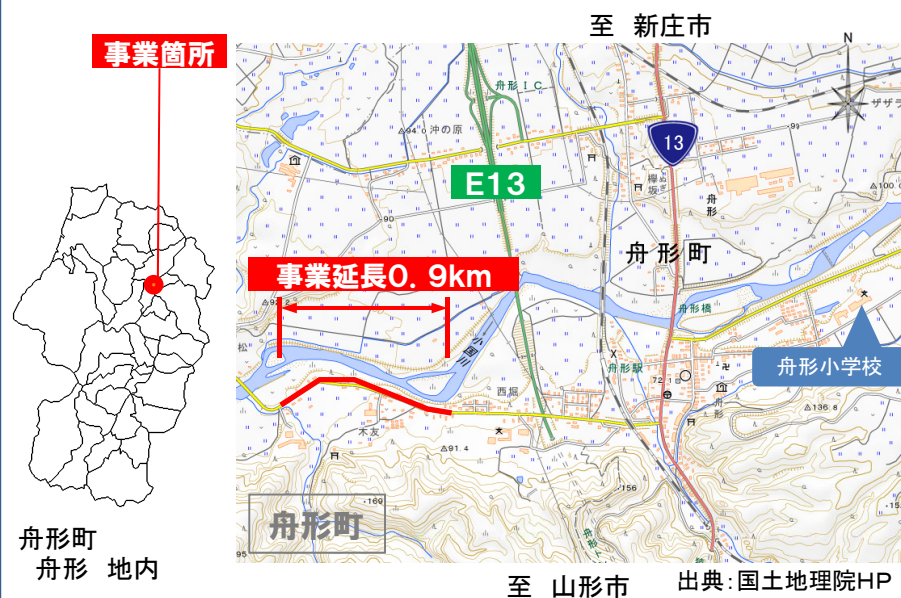
※1 法指定通学路整備率(H29指定)
(県管理道路指定通学路の歩道整備済延長)÷(県管理道路指定通学路延長)

5. 整備効果事例

【事例①】歩道の整備

13-A052 (主)舟形大蔵線 舟形工区

(山形県事業)



➤ 歩道が無く、車道を歩く危険な状況

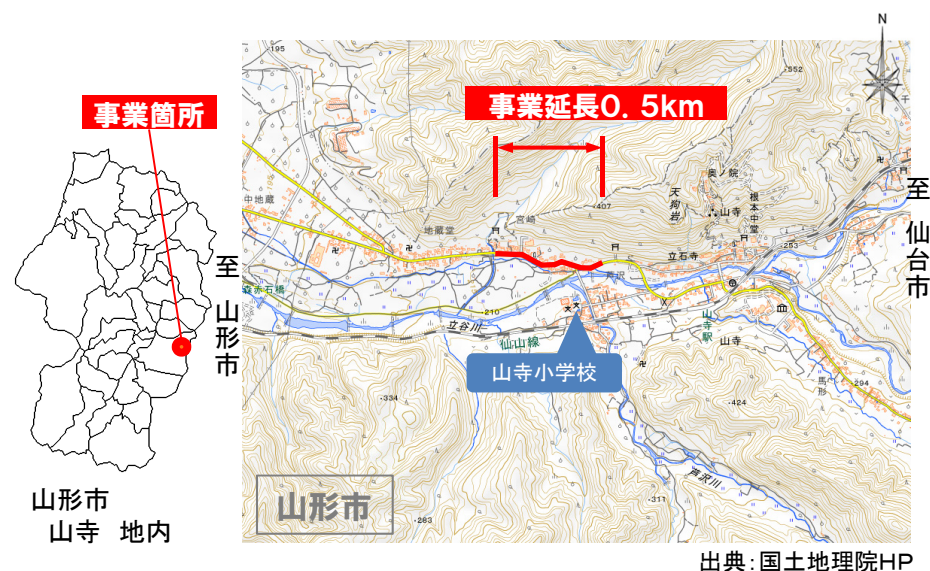


➤ 歩道を整備し、通学児童等歩行者の安全性が向上

【事例②】歩道の拡幅

13-A004 主要地方道山形山寺線 山寺工区

(山形県事業)



➤ 歩道が狭く、すれ違いが困難



➤ 歩道拡幅し、横断歩道部カラー化することで速度の抑制を図り、歩行者優先の道路空間を形成